



平成30年7月豪雨の被災者の皆様へ

## 医療・介護サービスの一部負担金・利用料の免除

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者の方は、次の①から⑤のいずれかに該当する場合、平成31年1月1日～平成31年2月28日診療分・サービス利用分の一部負担金・利用料は、「保険証」と「免除証明書」の両方を医療機関等の窓口で提示することで、免除を受けることができます。免除証明書については、あらかじめ問い合わせ先に免除申請してください。

なお、既に医療機関等の窓口で支払いをされている場合または免除証明書を窓口で提示せずに支払いをされた場合は、領収書を添付のうえ、問い合わせ先に還付申請していただくと、後日お返しします。

- |                                 |                           |
|---------------------------------|---------------------------|
| ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方 | ③主たる生計維持者の行方が不明である方       |
| ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方     | ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方 |
|                                 | ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方    |

※入院時・施設入所時等の食費・居住費等は免除になりません。

※県外の医療機関・介護サービス事業所でも手続きは同じです。

**問** 国民健康保険・後期高齢者医療制度 市民課保険係 ☎ 63-1112  
介護保険 長寿政策課 ☎ 63-9112



## マイナンバーの掲示、本人確認に困っていませんか

法令で定められた手続きのために、行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要です。マイナンバーカードがあれば、マイナンバーの確認と本人確認が1枚ですべてできます。マイナンバーカード作成には1カ月程度かかりますので余裕をもって申請をしてください。

**手数料** 無料

### マイナンバーを求められるとき

- パート・アルバイトをするとき
- 健康保険や雇用保険の手続き
- 年金給付の手続き
- 銀行での投資信託などの手続き
- 児童手当の手続き
- など

### マイナンバーカードを作る方法

#### 持参物

- 通知カード
- 本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カードなど顔写真のある書類1点。または、保険証、年金手帳、介護被保険者証、医療受給者証、住所のある通帳などいずれか2点）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

#### 通知カードに同封されている交付申請書に記載された申請書IDがある場合

- 郵送による申請
  - パソコンによる申請
  - スマートフォンによる申請
- ができます。申請後、交付通知書（はがき）が届いたらマイナンバーカードを市役所で受け取れます。受け取りには、上の持参物と届いたはがきを持ってきてください。  
※市役所での申請もできます。（右記参照）

#### 通知カードに同封されている交付申請書に記載された申請書IDがない場合

- 市役所で申請
- 市民課でタブレット端末を使用し、顔写真を撮って、その場で申請できます。マイナンバーカードは住所地に本人限定受取郵便により郵送されます。

**問** 市民課市民係 ☎ 63-1112